

○国土交通省令第七十号

住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む）。

）及び第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住生活基本法施行規則を次のように定める。

平成十八年六月八日

国土交通大臣 北側 一雄

住生活基本法施行規則

（全国計画に国民の意見を反映させるために必要な措置）

第一条 住生活基本法（以下「法」という。）第十五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む）。

）の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する全国計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により一般に周知する方法とする。

（都道府県計画に住民の意見を反映させるために必要な措置）

第二条 法第十七条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、同条第一項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（住宅建設計画法施行規則の廃止）

第二条 住宅建設計画法施行規則（昭和四十一年建設省令第二十二号）は、廃止する。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）を次のように改正する。

第一条中「法第三条の三第一項」を「住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項」に

、「供給計画」を「都道府県計画」に、「同条第二項第四号の住宅」を「同条第二項第六号の住宅の供給等」に改める。

第五十一条の二第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第三条の六第一項」を「第四条第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げる。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 法第十七条第一項の規定により都道府県計画が定められるまでの間は、この省令の施行の際現に法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第八条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三条の第三項の規定により定められている供給計画において定められている同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域は、前条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第一条に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域とみなす。

(国土交通省組織規則の一部改正)

第五条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）を次のように改正する。

第四十二条の二第二項第二号を次のように改める。

二 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の施行に関する事務のうち、住生活基本計画（同法第十五条第二項第五号及び第十七条第二項第六号の住宅地に係る部分に限る。）に関すること。